

# 排出者の皆様へ

## 1. トピックス

令和2年（2020年）豊島区役所職員が廃棄物処理法違反で書類送検されました（別紙）。これは、本来は産業廃棄物として処理しなければならない椅子やテーブル等を一般廃棄物だと誤解し、産業廃棄物処理業の許可を持たない業者に処理を委託した事により、契約にかかわった豊島区役所職員24名と処理を請け負った7社及びその役員他6名が同法容疑に問われたもので、廃棄物行政を司る地方自治体が摘発されるのは非常に異例の事です。

## 2. 一般廃棄物と産業廃棄物

豊島区役所の事例は一般廃棄物と産業廃棄物の区別を誤った事が発端です。廃タイヤの場合、一般廃棄物は一般消費者がタイヤ販売店等（廃棄物処理法及び施行規則で定められた者）に対して処理費を支払って処理を依頼した物だけです。商慣習に基づいて顧客から無償で引き取った物や自社車両から発生した物は全て自社の産業廃棄物となります。

## 3. 排出者の責任

自社の廃棄物は委託業者に処理を任せているから安心・・・この考え方は非常に危険です。特に産業廃棄物については最終処分が完了するまで排出者に法的責任が課せられているため、処理を委託した業者が不適正処理を行って倒産等に至った場合、最終的に廃棄物の撤去責任は排出者が負う事になり措置命令の対象となります。

## 4. 廃棄物の定義（産業廃棄物の不適正事例 | 不適正処理対策について | 東京都環境局）より抜粋

- ◆ 無償で引き取ってもらった ⇒ 占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不要になった物であるため、無償の場合は廃棄物に該当します。
- ◆ 有償で引き取ってもらった ⇒ 有償で売却した場合でも、売却料金と運送費等を相殺した際に排出事業者には利益が出ない場合は、廃棄物とみなされます。

## 5. 排出者の順守事項

- ◆ 処理委託する産業廃棄物の品目（廃タイヤ）を扱える業者の選定
- ◆ 法定要件を満たした契約書の締結及び許可証等のコピー添付
- ◆ マニフェストの運用と管理

## 6. 排出者に対する主な罰則

- ◆ 無許可業者への処理委託：5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
- ◆ 未契約での処理委託：3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又は併科
- ◆ マニフェスト義務違反：1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又は併科
- ◆ 措置命令に従わなかった場合：5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

## 7. まとめ

自社の廃棄物は処理業者に委託していてもそれで終わりではなく、違法行為や不適正処理が発覚した場合、企業の社会的信用を大きく損ねる事になります。また、豊島区役所の事例に見る様に契約にかかわった個人の法的責任を追及される場合もありますので、安易に判断せず自社の法務や自治体等に相談や確認をした上で、信頼や実績のある処理業者に依頼する事が重要です。

協同組合 日本タイヤリサイクル協会（JSRA）

<https://www.j-sra.jp/>

（お問い合わせにつきましては、ホームページのメールにてお願いします）